

# ごみの焼却処分は 禁止されています！！

生活や事業で出るごみなどを、ごみ収集に出さず自身で焼却処分することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金などの処罰がされます。

適切なごみ収集に出さず、地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶での焼却、ブロック製の簡易的な焼却炉での焼却 をすることは違法です。

市では生活から出るほとんどのごみを収集していますので、ご自身で燃して処分することはしないでください。

ただし、生活環境に支障のない範囲で野外焼却禁止の例外が認められています。  
次の場合は焼却が可能です。

- ◎農業者が行う剪定枝などの焼却（近隣に迷惑がかからない範囲内）  
農家で伐採した桃、ぶどう等の剪定枝の焼却
- ◎林業者が行う伐採した枝状の焼却  
農林水産業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ◎どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却  
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ◎庭先での小規模な落ち葉のたき火やキャンプファイヤー

## ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 注 意 ! ! ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

- ・煙や臭い、灰などで他人に迷惑をかけたり、火災になったりしないよう十分に注意して行ってください。  
（近隣の生活環境に支障がある場合、市から中止のお願いをさせていただきます。）
- ・廃タイヤ、廃ビニール、プラスチック類は、黒煙や悪臭が激しく発生するため絶対に焼却しないでください。（農業用の廃ビニール、廃プラスチックは、農協の回収に相談してください。）
- ・焼却行為の前には消防署に届出をしてください。  
（規模の大きいときや、火事と間違える恐れのある時は必ず届けてください。）

笛吹市役所 市民生活部 環境推進課 TEL 055-262-4111（代表）  
または各支所